



(週刊) 第1444号
 発行 秋田民主商工会
 機関紙・教宣部
 秋田市中通7-2-21
 TEL 833-5776 FAX 833-5763
 minsyo@akita-minsyo.com
 http://www.akita-minsyo.com/

◆毎月15日集金です◆
 当番さんは15日までに集金を済ませてください。

「秋の仲間づくり運動」

力をあわせて
 読者・会員拡大を
 増税中止



「秋の運動」の成功をめざして各支部で役員会が開かれています。

力を合わせて増税中止を目指したいと話しました。

消費税増税中止を 力をあわせて

藤原支部長
1部約束

新国道支部は2日、3人で読者拡大・署名推進などについて話し合いました。

庄司吉男支部長は、売上が減り大変な中、消費税が10%なんてとんでもない。

牛島支部は6日、4人の参加で開催。藤原義久支部長が理事会の報告をしながら進行。

役員が、会員に声をかける署名・読者拡大をお願いする事にしました。

国税通則法については、改めて時間をとって学習会を開くことなども確認しました。

藤原支部長は、仕事の都合もあり、11日の行動に参加できないかもしれないが、秋の運動期間中に1部は拡大すると約束してくれました。

全国47都道府県の婦人部集まる 運動・商売・仲間づくりを交流

全商連婦人部協議会第29回定期総会

10月27・28日(土・日)、東京で全商連婦人部協議会第29回総会が行われ、全国各地から400名の婦人部員が参加しました。

会場の入り口付近には、東京都の婦人部が作った「タペストリーの木」に、沢山の葉の一枚一枚に部員たちの思い、要求、怒り、喜び、歓迎の言葉等が書き



発言から

○廃油を集めて石鹸を作り、販売してその売上をためて婦人部の財政作りをしている。

○民商の事務所の前で軽トラ市(野菜の朝市)を行っている。売上は売った部員



の収入に。

○部員拡大行動の時に所得税法56条(※1)廃止と消費税増税中止の署名用紙を持って署名もしてもらった。

※1 所得税法56条

配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に参入しない(要旨)

中小業者は、家族従業員

○子どもの教育費、医療費を無料にと署名運動を続けている。

○婦人部長になって4ヶ月と言う40代の部員さんは、5年前に税務調査が入って会員に立会いをしてもらい助けられた。その後法律を勉強して義務と権利を学んだ。前の調査があつて5年たった今、又調査が入っているが、税務署員に負けないで権利を主張できるようになった。

○市内には240人ほどの部員がいるけど、役員だけの活動になっていっているので、部員訪問を月に1〜2回行っていくことにした。など、様々な取り組みが発言されました。

2163名の新しい部員が生まれました。



も経営者同然に働いていいます。しかし、所得税法56条により家族の働き分(給与)は経費と認められていません。家族の働き分は事業主の所得に合算されるため、多くの不利益や差別を受けています。

また、会期中にも各地から部員拡大の報告が届き、2日間で100名の拡大、10月8日からの取り組みで

秋田県協会は、総会に向けて21名の婦人部員を拡大しました。また総会には水野幸子さん(秋田) 小林由美子さん(能代) 田村則子さん(能代)が参加しました。(記事・中央支部 水野幸子)